

## 「賦課限度額」の改正について

### (1) 賦課限度額とは

国民健康保険税は、「基礎課税額(医療分)」、「後期高齢者支援金等課税額」、「介護納付金課税額」の区分ごとに算定した税額を合算する。

それぞれの区分で賦課限度額が定められ、算定した額が賦課限度額を超える場合は、賦課限度額を税額としている。

地方税法施行令(第56条の88の2)において法定限度額が定められ、これに基づいて各市町村は条例により賦課限度額を定めることとなっており、本町では、東浦町国民健康保険税条例第2条で賦課限度額を定めている。

法定限度額は毎年度末に改正が行われており、本町も法定限度額を基本としているが、現状は税法改正から1年遅れで条例改正を行っている。

### (2) 愛知県内市町村の状況

#### 賦課限度額等 (該当市町村数・市町村名)

##### ① 現年度の法定限度額

48市町村

②③以外

##### ② 前年度の法定限度額 ※1年遅れで関係条例を改正

7市町

春日井市、刈谷市、豊明市、豊山町、東浦町、南知多町、美浜町

##### ③ 現年度の法定限度額(ただし、医療分に限り当該額を1万円引き下げ) ※政策的判断による

1村

飛島村

### (3) 今後の予定

愛知県で「保険料水準統一」を目指していく中、賦課限度額についても政令で定める基準(法定限度額)に統一する方向で進んでいる。

本町は2026年度から現年度の法定限度額を賦課限度額として改正することを検討する。